

青森県報

第五百四十七号

令和四年
十二月九日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………(医療業務課) ……一

告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主
として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並
びに担当する診療科名の変更の届出……………(生活習慣病
対策課) ……一

○令和四年度青森県ヤングケアラー実態調査の実施……………(こ
みらい課) ……三

公 告

○県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……三
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……四

出先機関

○道路の位置の指定……………(上北地域局) ……五
○土地改良区の役員の退任……………(同) ……五
○土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……五
○土地改良区の変更の認可……………(同) ……六
○右……………(同) ……七

取用委員会

○公示送達……………(監理課) ……七

規 則

青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

青森県保健師助産師看護師法施行細則(昭和四十二年八月青森県規則第四十三号)

の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第一号様式中

「5 免許証に旧姓の併記を希望します。／希望しません。」を

「5 免許証に旧姓の併記を希望します。／希望しません。

6 過去に准看護師免許を有していたことはあります。(あるときは、登録に

番号)

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百四十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六條第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する

る法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和四年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	所在地	診療科名	年指定月日
三浦 文武	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児科	令和四・七・一
松村 功貴	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	糖尿病・内分泌内科	四・一〇・一
太田 真二	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	消化器内科、血液内科、膠原病内科	四・一〇・四
鈴木 一郎	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目の一	脳神経外科	四・一〇・一七
片山 容一	医療法人雄心会青森新都市病院	青森市石江三丁目一	脳神経外科	四・二・九

青森県告示第六百四十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和四年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	指定医区分
高畑 淳子	佐藤 和則	福士 謙	岩崎 宏貴	松本 敦史	氏名	弘前大学医学部附属病院	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	氏名
五三	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	三戸郡五戸町字沢向一七の三	青森市花園二丁目四三の一八	青森市大字石江一字岡部一〇一の	五所川原市字岩木町一二の三	弘前市大字富野町一	弘前市大字大町三丁目八の一	弘前市大字大町三丁目八の一	弘前市大字大町三丁目八の一	氏名
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	消化器内科	内科	泌尿器科	泌尿器科	整形外科	糖尿病内科学	糖尿病内科学	糖尿病内科学	氏名
四・二・一	〃	〃	四・一〇・一	四・九・一	四・九・一	令和四・四・一	〃	〃	〃	年指定月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定医 難病指	定医 難病指	定医 難病指	定医 難病指	定医 難病指	定医 難病指	定医 難病指	定医 難病指
竹本 啓伸	後藤 真一	佐々木 亮	松原 篤	佐々木 亮	松原 篤	松原 篤	松原 篤
院むつ総合病	つがる西北 五広域連合 つがる総合 病院	弘前大学医 学部附属病 院	弘前大学医 学部附属病 院	弘前大学医 学部附属病 院	弘前大学医 学部附属病 院	弘前大学医 学部附属病 院	弘前大学医 学部附属病 院
むつ市小川町一 丁目二の八	五所川原市字岩 木町一二の三	弘前市大字本町 五三	弘前市大字本町 五三	弘前市大字本町 五三	弘前市大字本町 五三	弘前市大字本町 五三	弘前市大字本町 五三
皮膚科	耳鼻咽喉 科 外科 頭頸部	耳鼻咽喉 科	耳鼻咽喉 科 外科 頭頸部	耳鼻咽喉 科 外科 頭頸部	耳鼻咽喉 科 外科 頭頸部	耳鼻咽喉 科 外科 頭頸部	耳鼻咽喉 科
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第六百五十号

令和四年度青森県ヤングケアラー実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和四年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

実態の把握が困難なヤングケアラーについて、青森県内の現状を把握し、課題を抽出したうえで、今後の支援の方向性を整理するため、実態調査を実施し、今後のヤングケアラー支援体制構築に必要な基礎資料を得るものである。

二 調査対象の範囲

青森県全域

三 報告をを求める事項及びその基準となる期日（期間）

1 報告をを求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 報告者の基本事項

(二) 報告者の普段の生活状況

(三) 家庭・家族の状況

(四) ヤングケアラーの認知度

2 報告を求める基準となる期日は、令和四年十二月十六日から令和五年一月十六日までの間で調査票を記入する日とする。

四 報告を求める者

小学六年生の児童、中学二年生の生徒、高等学校及び高等専門学校二年生の生徒並びに大学三年生の学生の全数。

五 報告を求めるために用いる方法

各学校等を通じて調査依頼等を送付し、オンラインで回答するオンライン調査とする。

六 報告を求める期間

令和四年十二月十六日から令和五年一月十六日までとする。

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
-------	-----	-------------

八戸市吹上一丁目四五の一六、四五の三一	宅地	三九〇・〇三
八戸市多賀台二丁目一二の六	宅地	二五八・九〇
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅地	二〇九・三三
三戸郡南部町大字森越字上小路七の三	宅地	六六九・〇三
三沢市平畑二丁目六六の一六	宅地	八五七・八七
三沢市岡三沢八丁目五三の二	宅地	六五六・九二
上北郡七戸町字太田野三三の一六	宅地	八一八・一七
むつ市川内町中道一〇四の四	宅地	一、三九〇・一二
むつ市大湊新町九の一	宅地	一、七〇二・五九

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

令和五年一月十二日 午前九時から
令和五年一月十八日 午後五時まで（必着）

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一
青森県庁舎 南棟三階A会議室

4 開札日時

令和五年一月二十七日 午前十時から
開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

入札保証金（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる供給物品の単価契約に係る一連の調達

1 P P C用紙 A 4 二千五百枚入(予定数量二万二千七百七十箱)

2 P P C用紙 A 3 千五百枚入(予定数量千四十箱)

3 P P C用紙 B 4 二千五百枚入(予定数量千四百十箱)

4 P P C用紙 B 5 二千五百枚入(予定数量百八十箱)

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

一の1から4までに掲げる供給物品ごとにそれぞれの入札としたものである。

四 落札者を決定した日

令和四年十一月十四日

五 落札者の名称及び住所

一の1から4までについて

株式会社ヒグチ

青森市問屋町一丁目一五の二二

六 落札金額(一箱当たりの単価契約金額)

1 P P C用紙 A 4 二千七百二十八円

2 P P C用紙 A 3 三千二百八十六円八十銭

3 P P C用紙 B 4 四千八百五十銭

4 P P C用紙 B 5 二千五十七円

七 落札者を決定した手続

一の1から4までに掲げる供給物品ごとに、それぞれの予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年十月三日

出 先 機 関

上北地域県民局告示第十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市大字三沢字下久保四一の六七三	八五・八八メートル	六・〇〇メートル	令和 四・二・三〇

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年十二月九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	ニツ森 圭吉	上北郡七戸町字ニツ森家ノ下九一の六	令和四・八・二九

土地改良区の役員退任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年十二月九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

頭首工管理責任者は、適正な取水水位によりかんがい取水を行い、毎年五月十六日から八月三十一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に關し必要な措置をとるものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、荒屋平土地改良区の中村頭首工管理規程の変更を令和四年九月十五日認可したの
で、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和四年十二月九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水水位によりかんがい取水を行い、毎年五月中旬から八月下旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行

う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に關し必要な措置をとるものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和四年十二月九日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき書類の名称

令和四年十一月二十九日付け裁決書（青収委第三十三号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の書類は、令和四年十二月二十六日をもって送達があつたものとみなされま

別表

氏 名	住 所
星 とき子	住所不明 ただし、本籍地 北海道旭川市春光二条九丁目364番地

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円